

仙台市交通局規程第七号

仙台市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月二十七日

仙台市交通事業管理者 吉野 博 明

仙台市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

仙台市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市交通局規程第十一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(給料の額)</p> <p>第三条 [1・2 略]</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、管理者が定める会計年度任用職員の給料の額は、別に定める。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第五条 <u>会計年度任用職員</u>には、地域手当を支給する。</p> <p>2 会計年度任用職員の地域手当については、<u>第三条</u>の規定により管理者が定めた給料の額に百分の八を乗じて得た額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十一条 条例第二十六条第一項に規定する会計年度任用職員基準日は、毎月一日とし、同項に規定する会計年度任用職員支給日は、次の各号に掲げる会計年度任用職員基準日の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 毎月一日 (<u>次号</u>に掲げる日を除く。) 当該会計年度任用職員基準日の属する月に係る給料の支給に関し給与規程第五条第一項に定める期日</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>二 [略]</p> <p>2 条例第二十六条第一項の管理者が定める者は、同項に規定する会計年度任用職員基準日に在職する会計年度任用職員のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>[一～六 略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[七・八 略]</u></p> <p>3 前項に定めるもののほか、任期が六箇月未満の会計年度任用職員には、<u>第一項第二号ロ</u>に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当は支給しない。</p> <p>4 <u>会計年度任用職員の期末手当</u>の額は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>一 第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日 <u>及び同項第二号イ</u>に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（それぞれその会計年度任用職員基準</p>	<p>(月額)の給料の額)</p> <p>第三条 [1・2 略]</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、管理者が定める会計年度任用職員の給料の<u>月額</u>は、別に定める。</p> <p>(日額の給料の額)</p> <p><u>第三条の二 日額で給料が支給される会計年度任用職員の給料の日額は、管理者が別に定める。</u></p> <p>(時間給の額)</p> <p><u>第三条の三 時間給が支給される会計年度任用職員の時間給の額は、管理者が別に定める。</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第五条 <u>会計年度任用職員（管理者が定める者を除く。）</u>には、地域手当を支給する。</p> <p>2 会計年度任用職員の地域手当については、<u>第三条又は第三条の二</u>の規定により管理者が定めた給料の額に百分の八を乗じて得た額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>一 毎月一日 (<u>次号及び第三号</u>に掲げる日を除く。) 当該会計年度任用職員基準日の属する月に係る給料の支給に関し給与規程第五条第一項に定める期日</p> <p>二 <u>六月一日 次のイ及びロに掲げる日</u></p> <p><u>イ 六月に係る給料の支給に関し給与規程第五条第一項により定める期日</u></p> <p><u>ロ 六月三十日（同日が、土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日）</u></p> <p>三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[一～六 略]</p> <p><u>七 日額の給料又は時間給が支給される会計年度任用職員</u></p> <p><u>[八・九 略]</u></p> <p>3 前項に定めるもののほか、任期が六箇月未満の会計年度任用職員には、<u>第一項第二号ロ及び第三号ロ</u>に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当は支給しない。</p> <p>4 <u>期末手当</u>の額は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>一 第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日 <u>並びに同項第二号イ及び第三号イ</u>に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（それぞれその会計年</p>

日現在において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。)に百分の十五(当該年度の四月一日において六十歳以上の会計年度任用職員(次号及び第十四条第四項において「六十歳以上会計年度任用職員」という。)にあつては、百分の十)を乗じて得た額

二 第一項第二号ロに掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額(同号に掲げる会計年度任用職員基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、その退職し、又は死亡した日現在)において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。)に百分の七十二・五(六十歳以上会計年度任用職員にあつては、百分の二十二・五)を乗じて得た額に、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間におけるそのものの在職期間の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

[イ～ニ 略]

5 第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日及び同項第二号イに掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当については、当該会計年度任用職員支給日に係る会計年度任用職員基準日に在職する会計年度任用職員が、当該会計年度任用職員基準日が属する月内に退職し、又は失職したときは前項第一号に定める額について日割計算した額を、当該会計年度任用職員基準日に属する月内に死亡したときは同号に定める額の全部を支給する。

6 第一項第二号ロに掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当については、当該会計年度任用職員支給日に係る会計年度任用職員基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、退職し、又は死亡した日以前の任期が六箇月以上ある場合に、会計年度任用職員について定められているところにより支給する。ただし、その退職し、又は死亡した日において、第二項各号に掲げるいずれかに該当する会計年度任用職員であったものについては、この限りでない。

7 [略]

(育児休業をしている会計年度任用職員等の期末手当)

第十三条 [1・2 略]

3 第十一条第一項第二号に掲げる会計年度任用職員基準日に育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(仙台市職員の育児休業等に関する規則(平成四年仙台市規則第四十二号)第五条の二に規定するこれに相当する期間を含む。)があるものには、当該会計年度任用職員基準日に係る第十一条第四項第二号に掲げる期末手当を支給する。

(勤務一時間当たりの給与額)

第十六条 会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び期末手当(第十一条第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日及び同項第二号イに掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当に限る。次条において同じ。)の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから管理者が別に定める時間を減じたもので除した額とする。

[新設]

度任用職員基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。)に百分の十(当該年度の四月一日において六十歳以上の会計年度任用職員(次号及び第十四条第四項において「六十歳以上会計年度任用職員」という。)にあつては、百分の六・六)を乗じて得た額

二 第一項第二号ロ及び第三号ロに掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額(同項第二号及び第三号に掲げる会計年度任用職員基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、その退職し、又は死亡した日現在)において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。)に百分の六十六・二五(六十歳以上会計年度任用職員にあつては、百分の三十一・六五)を乗じて得た額に、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間におけるそのものの在職期間の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

[イ～ニ 略]

5 第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日並びに同項第二号イ及び第三号イに掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当については、当該会計年度任用職員支給日に係る会計年度任用職員基準日に在職する会計年度任用職員が、当該会計年度任用職員基準日が属する月内に退職し、又は失職したときは前項第一号に定める額について日割計算した額を、当該会計年度任用職員基準日に属する月内に死亡したときは同号に定める額の全部を支給する。

6 第一項第二号ロ及び第三号ロに掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当については、当該会計年度任用職員支給日に係る会計年度任用職員基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、退職し、又は死亡した日以前の任期が六箇月以上ある場合に、会計年度任用職員について定められているところにより支給する。ただし、その退職し、又は死亡した日において、第二項各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であったものについては、この限りでない。

7 [略]

(育児休業をしている会計年度任用職員等の期末手当)

第十三条 [1・2 略]

3 第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる会計年度任用職員基準日に育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(仙台市職員の育児休業等に関する規則(平成四年仙台市規則第四十二号)第五条の二に規定するこれに相当する期間を含む。)があるものには、当該会計年度任用職員基準日に係る第十一条第四項第二号に掲げる期末手当を支給する。

(勤務一時間当たりの給与額)

第十六条 給料が月額で支給される会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び期末手当(第十一条第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日並びに同項第二号イ及び第三号イに掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当に限る。次条において同じ。)の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから管理者が別に定める時間を減じたもので除した額とする。

2 給料が日額で支給される会計年度任用職員の勤務一時間当

たりの給与額は、給料の日額及びこれに対する地域手当の合計額を勤務時間規程の規定により当該会計年度任用職員に割り振られた一日の勤務時間で除して得た額とする。

別表第一（第三条関係）

職種	給料の号俸
[略]	[略]
路線運転士⑤	企業職給料表（二）1級7号俸
るーぷる運転士①	企業職給料表（二）1級93号俸から企業職給料表（二）1級105号俸までの範囲内で管理者が定める号俸
[略]	[略]
自動車運送事業関連業務職⑦	管理者が別に定める額
[新設]	
[新設]	
高速鉄道乗務助役	管理者が別に定める額
高速鉄道運転士	管理者が別に定める額
[略]	[略]
高速鉄道事業関連業務職③	管理者が別に定める額
[新設]	
看護師①	医療職給料表（二）1級29号俸
[略]	[略]
備考	[略]

別表第一（第三条関係）

職種	給料の号俸
[略]	[略]
路線運転士⑤	企業職給料表（二）1級20号俸
るーぷる運転士①	企業職給料表（二）2級25号俸から企業職給料表（二）3級161号俸までの範囲内で管理者が定める号俸
[略]	[略]
自動車運送事業関連業務職⑦	管理者が別に定める額
自動車運送事業関連業務職⑧	管理者が別に定める額
自動車運送事業関連業務職⑨	管理者が別に定める額
[削る]	
高速鉄道運転士	管理者が別に定める額
[略]	[略]
高速鉄道事業関連業務職③	管理者が別に定める額
高速鉄道事業関連業務職④	管理者が別に定める額
看護師①	医療職給料表（二）1級29号俸
[略]	[略]
備考	[略]

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(交通局総務部総務課)